

中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告案

1 表示方法及びランク区分のあり方について

(1) ランク設定の必要性について

地域別最低賃金の表示単位期間がすべて時間額単独方式に移行した現在、各ランクの平均最低賃金額の差が小さくなっており、ランクごとの目安額に差が生じにくくなっている。こうした傾向は、近年の厳しい経済情勢の中で最低賃金の改定率が低くなっていることによって一層顕著となっており、ランクを設定する意義は相対的に低下している。

しかしながら、これまでランク制度が果たしてきた役割等を踏まえるとともに、時間額単独方式に移行してから短期間しか経過していないこと、経済状況が今後大きく変化することもあり得ること等も考慮すると、当面、ランク制度は維持することが適当である。

なお、今回の目安制度のあり方に関する見直しの際には、目安制度をとりまく状況等を踏まえ、ランク設定の必要性を改めて検討することが必要である。

(2) 表示方法について

目安の表示方法については、上記(1)のランク設定の必要性和密接な関係を有するが、ランク制度の維持を前提とするならば、これまでの慣行（目安は額で示すが、その算定においては各ランク同率の引上げ率となるようにしてきたこと）が定着していることを踏まえ、当面は現行の各ランクごとの引上げ額による表示を引き続き用いることが適当である。

(3) 新しい総合指数に基づく各都道府県の各ランクへの振り分け

イ 総合指数の全体的な動向

ランク区分については、これまで平成7年及び平成12年に見直しを行ったが、見直しに当たっては、いずれも所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（10指標）及び企業経営に関する指標（5指標）の20の指標の直近5年間の数値の平均値をとり、当該平均値を総合化した総合指数を用いている。

今回の見直しに当たっても、別紙1のとおり基本的に20の各指標について平成11年から15年までの数値の平均値をとり、当該平均値に基づ

く指数を算出した上で、単純平均により新しい総合指数を算出することとした。その結果、新しい総合指数は別紙2のとおりとなった。

新しい総合指数は、平成12年目安全協報告において示された総合指数と比較すると次のような特徴がみられる。

(イ) 今回から卸・小売業の1就業者当たり年間販売額について、卸売業、小売業それぞれの1就業者当たりの年間販売額の各都道府県の指数を算出した上で、その平均値を求めることにした。これによって各道府県の当該指数と東京都のそれとの格差が縮小した。

(ロ) 他の指標も給与に関する指標を中心にほとんどの指標について、東京都と他の道府県との格差が縮小し、逆に格差が拡大したのは、1人当たりの県民所得、新規高校学卒者の初任給及びサービス業の1就業者当たり年間事業収入額である。

(ハ) 以上の結果、東京都を100とした場合の各道府県の総合指数は0.5ポイントから5.3ポイント上昇し、すべての道府県において、東京都との格差が縮小した。

ロ 新しい総合指数に基づく各都道府県の各ランクへの振り分け

ランク数及び各ランクへの振り分けについては、現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性も考慮しつつ検討した結果、次のとおりとする。

(イ) ランク数については、従来と同様4つとすることが適当である。

(ロ) 各都道府県の各ランクへの振り分けに当たっては、平成12年目安全協報告を踏まえ、以下の考え方にに基づき、別紙3のとおり4県について適用される目安のランクを変更することが適当である。

i 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。

ii 上記の考え方を十分踏まえ、個々の都道府県のランク間の移動や各ランクごとの都道府県の数の変動を極力抑える。

iii 加えて、特にB、Cランクについては、各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることにも留意する。

2 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について

(1) 賃金改定状況調査における賃金上昇率の計算方法について

目安を審議する際の重要な参考資料である賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率については、平成7年から「パート労働者の賃金水準とその

ウェイトの変化、男女構成比の変化及び就労日数の増減を反映した方式」とされ、10年経過した。

この計算方法は、パートタイム労働者の構成比が対前年で変化すると、それによって賃金上昇率が影響を受けるという特徴があるが、平成7年以降をみると、パートタイム労働者構成比の変化が大きな年が多くみられるようになっている。

このようなパートタイム労働者構成比の変化によって賃金上昇率が影響を受けることは望ましくなく、毎年の賃金の変化を的確に把握するため、パートタイム労働者構成比の変化を除去した計算方法とすることが必要である。

なお、今後、パートタイム労働者構成比に限らず、何らかの労働者構成の大きな変化により賃金の上昇率が影響を受ける場合には、上記と同様の考え方から、その影響を除去することが適当である。

(2) 調査対象事業所の選定について

賃金改定状況調査の対象事業所については、従来より少なくとも企業規模100人未満まで対象を拡大すべきであるとの意見がある一方、地域の実態を反映するよう地方小都市の事業所の比率を増やすべきであるとの意見がある。

しかしながら、調査対象事業所の変更について意見の一致をみず、また、賃金改定状況調査が短期間に調査結果の集計が求められるという性格も考慮すると、当面、調査対象事業所は変更しないことが適当である。

3 改定審議のあり方について

現行の目安は、「今後の最低賃金制のあり方について（昭和52年12月15日中央最低賃金審議会答申）」（以下「昭和52年答申」という。）に基づいて、毎年中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し提示しているものであるが、我が国の社会経済環境、とりわけ賃金決定機構の変化を踏まえるとともに、行政コストの観点からも、中央最低賃金審議会が毎年目安を提示することはせずに、例えば2年に1回の提示に変更し、地方最低賃金審議会もそれに応じて最低賃金額の改定審議を行えば足りるのではないかとの意見があった。

しかしながら、最低賃金は、社会経済情勢を踏まえ時宜にかなった改定が行われるべきであるとともに、労使が最低賃金について毎年真摯に議論することは労使の意思疎通の観点からも意義があり、また、賃金改定状況調査の実施上の問題点があることも考慮すると、昭和52年答申を踏襲し、毎年中央最低賃金審議会が目安を示すことが適当である。

4 金額水準について

最低賃金の金額審議に当たっては、賃金上昇率だけではなく最低賃金の影響率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金水準、最低生計費等を十分勘案する必要があるとの意見があった。

一方、最低賃金の金額水準は、生計費、類似の労働者の賃金、企業の支払能力を中心に様々な資料を基に真摯に議論して決定されてきたものであり、これを尊重すべきであるとの意見もあった。

この点に関しては、明確な結論を得るには至らなかったが、最低賃金の金額審議に当たっては、引き続き各種資料を総合的に勘案し、最低賃金の機能が適切に発揮されるよう審議することが必要である。

新指数の状況(基本的に平成11年～平成15年)

	①1人当たりの県民所得(平成9～13年)		②雇用者1人当たりの雇用者報酬(平成9～13年)		③都道府県庁所在都市別2人以上世帯の1か月当たりの支出	
	原 数	値 指 数	原 数	値 指 数	原 数	値 指 数
東 京	4,324,000	100.0	6,741,000	100.0	337,203	100.0
神 奈 川	3,157,000	73.0	5,253,000	77.9	343,650	101.9
愛 知	3,568,600	82.5	5,176,200	76.8	297,712	88.3
大 阪	3,252,600	75.2	6,336,000	94.0	295,258	87.6
千 葉	3,268,400	75.6	5,656,200	83.9	325,190	96.4
滋 賀	3,316,200	76.7	4,723,600	70.1	332,055	98.5
兵 庫	2,838,800	65.7	5,595,000	83.0	311,741	92.4
静 岡	3,248,200	75.1	4,931,000	73.1	322,340	95.6
埼 玉	3,008,400	69.6	5,140,600	76.3	351,063	104.1
京 都	2,906,000	67.2	5,359,000	79.5	312,379	92.6
長 野	2,935,200	67.9	4,674,200	69.3	325,225	96.4
富 山	3,083,200	71.3	5,124,000	76.0	384,520	114.0
三 重	2,963,000	68.5	4,905,000	72.8	308,952	91.6
広 島	2,964,800	68.6	5,189,800	77.0	338,888	100.5
栃 木	3,223,000	74.5	4,907,000	72.8	325,108	96.4
茨 城	3,062,400	70.8	4,952,000	73.5	323,002	95.8
山 梨	2,804,600	64.9	4,863,800	72.2	318,939	94.6
群 馬	3,031,600	70.1	5,256,200	78.0	302,130	89.6
香 川	2,809,000	65.0	5,379,000	79.8	310,359	92.0
石 川	3,053,400	70.6	4,926,000	73.1	357,799	106.1
奈 良	2,859,600	66.1	5,532,200	82.1	323,833	96.0
山 口	2,829,000	65.4	4,670,800	69.3	335,039	99.4
岡 山	2,819,800	65.2	4,954,800	73.5	317,940	94.3
福 井	2,950,800	68.2	4,457,600	66.1	295,340	87.6
宮 城	2,690,400	62.2	4,800,800	71.2	312,664	92.7
福 岡	2,631,000	60.8	4,746,800	70.4	314,526	93.3
北 海 道	2,840,400	65.7	4,789,200	71.0	313,406	92.9
新 潟	2,873,200	66.4	4,731,200	70.2	329,218	97.6
岐 阜	2,937,000	67.9	4,657,000	69.1	311,209	92.3
福 島	2,822,800	65.3	4,358,400	64.7	339,685	100.7
和 歌 山	2,447,000	56.6	4,914,200	72.9	275,271	81.6
徳 島	2,722,200	63.0	4,810,400	71.4	320,259	95.0
大 分	2,733,800	63.2	4,480,200	66.5	313,820	93.1
島 根	2,514,600	58.2	4,624,000	68.6	303,902	90.1
山 形	2,591,200	59.9	4,235,600	62.8	328,642	97.5
愛 媛	2,497,000	57.7	4,168,000	61.8	286,260	84.9
鳥 取	2,590,600	59.9	4,511,000	66.9	277,830	82.4
岩 手	2,579,600	59.7	4,216,400	62.5	303,784	90.1
佐 賀	2,549,000	59.0	4,610,800	68.4	310,735	92.2
高 知	2,368,600	54.8	5,018,800	74.5	316,841	94.0
鹿 児 島	2,296,000	53.1	4,469,600	66.3	303,767	90.1
熊 本	2,544,200	58.8	4,628,400	68.7	296,123	87.8
秋 田	2,442,400	56.5	4,021,800	59.7	322,772	95.7
宮 崎	2,540,000	58.7	4,997,000	74.1	285,094	84.5
長 崎	2,397,200	55.4	4,286,800	63.6	266,852	79.1
青 森	2,402,800	55.6	4,360,000	64.7	270,873	80.3
沖 縄	2,099,600	48.6	4,176,200	62.0	234,377	69.5

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「家計調査年報」

	④都道府県庁所在都市別 消費者物価地域差指数	⑤-a都道府県庁所在都市別 標準生計費(1人世帯)		⑤-b都道府県庁所在都市別 標準生計費(4人世帯)		⑤平均
	指 数	原 数	値 指 数	原 数	値 指 数	指 数
東 京	100.0	139,344	100.0	273,018	100.0	100.0
神 奈 川	98.5	137,690	98.8	270,058	98.9	98.9
愛 知	95.1	115,632	83.0	225,594	82.6	82.8
大 阪	97.6	118,085	84.7	231,875	84.9	84.8
千 葉	92.8	134,268	96.4	266,510	97.6	97.0
滋 賀	91.5	133,044	95.5	269,138	98.6	97.1
兵 庫	94.3	116,976	83.9	231,196	84.7	84.3
静 岡	95.2	117,734	84.5	242,848	88.9	86.7
埼 玉	94.4	136,544	98.0	272,092	99.7	98.9
京 都	95.4	111,574	80.1	226,888	83.1	81.6
長 野	91.3	112,648	80.8	231,822	84.9	82.9
富 山	92.5	127,178	91.3	268,990	98.5	94.9
三 重	91.7	106,364	76.3	216,970	79.5	77.9
広 島	90.6	132,392	95.0	260,349	95.4	95.2
栃 木	92.7	116,413	83.5	236,419	86.6	85.1
茨 城	91.8	117,121	84.1	238,630	87.4	85.8
山 梨	92.2	117,828	84.6	240,466	88.1	86.4
群 馬	90.1	109,132	78.3	224,232	82.1	80.2
香 川	91.6	120,339	86.4	244,611	89.6	88.0
石 川	92.6	120,750	86.7	248,276	90.9	88.8
奈 良	92.6	122,960	88.2	247,932	90.8	89.5
山 口	90.8	122,260	87.7	252,413	92.5	90.1
岡 山	92.7	113,626	81.5	230,164	84.3	82.9
福 井	91.8	105,268	75.5	214,398	78.5	77.0
宮 城	93.2	114,514	82.2	232,914	85.3	83.8
福 岡	93.2	129,094	92.6	255,540	93.6	93.1
北 海 道	93.9	122,004	87.6	239,884	87.9	87.8
新 潟	92.6	121,822	87.4	252,414	92.5	90.0
岐 阜	91.4	108,624	78.0	222,240	81.4	79.7
福 島	92.3	126,344	90.7	267,584	98.0	94.4
和 歌 山	92.4	104,265	74.8	210,423	77.1	76.0
徳 島	89.6	118,286	84.9	241,150	88.3	86.6
大 分	90.4	108,726	78.0	224,563	82.3	80.2
島 根	93.8	111,290	79.9	227,802	83.4	81.7
山 形	93.1	116,348	83.5	241,912	88.6	86.1
愛 媛	88.8	111,168	79.8	228,398	83.7	81.8
鳥 取	90.6	95,698	68.7	197,486	72.3	70.5
岩 手	91.5	113,142	81.2	232,650	85.2	83.2
佐 賀	90.3	118,720	85.2	244,112	89.4	87.3
高 知	91.6	117,780	84.5	240,342	88.0	86.3
鹿 児 島	91.7	122,166	87.7	247,950	90.8	89.3
熊 本	91.0	117,605	84.4	240,031	87.9	86.2
秋 田	91.1	119,737	85.9	248,578	91.0	88.5
宮 崎	88.8	102,523	73.6	207,370	76.0	74.8
長 崎	94.2	102,608	73.6	209,796	76.8	75.2
青 森	93.8	109,004	78.2	222,816	81.6	79.9
沖 縄	88.1	85,780	61.6	175,650	64.3	63.0

資料出所 ④総務省「消費者物価指数年報」
⑤人事院「人事院給与勧告資料」